

件名	松前町税条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
関係課	
改正対象	松前町税条例（昭和43年松前町条例第38号）
根拠法令等	地方税法（昭和25年法律第226号）第445条第2項
制定（改正）理由	地方税法附則第29条の9の規定に基づき、当分の間、県が本町の軽自動車税の環境性能割を賦課徴収する観点から、自動車と軽自動車の非課税の取扱いが異なれば、申告者となる県民が混乱するおそれがあるため、軽自動車税に係る非課税の範囲を県の自動車税に係る非課税の範囲と同一にする。
制定（改正）の主な内容	<p>松前町税条例第82条の2の全部改正</p> <p>地方税法第445条第2項に規定する日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものを非課税としていたが、非課税の範囲を次のとおり拡充し、愛媛県県税賦課徴収条例で規定する自動車税の非課税の範囲と同様にする。</p> <p>(1) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの (2) 血液事業の用に供するもの (3) 救護資材の運搬の用に供するもの (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類するものとして町長が定めるもの</p>
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第42条の3</p>	